

令和2年4月1日適用

教育相談員（会計年度任用職員）の職務内容及び主な勤務条件（予定）

項目	内容
職名	教育相談員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
任用期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、これまでと通算して連続4回まで公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和3年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都教育相談センター 東京都新宿区北新宿4-6-1 東京都教育相談センター立川出張相談室 東京都立川市錦町4-6-3
職務内容	(1) 来所相談に関する事 (2) 電話相談に関する事 (3) メール相談に関する事 (4) ケースカンファレンス及び所内研修に関する事 (5) その他、教育相談等に関し上司から指示を受けた業務
勤務日数	月16日
勤務時間	1日7時間45分（休憩時間1時間あり）とし、平日及び土日祝日の勤務とする。 (1) 教育相談センター ①～⑤の交替制勤務 ①平日(A)8:30～17:15 ②平日(B)9:00～17:45 ③平日(C)9:30～18:15 ④平日(D)12:30～21:15 ⑤土日祝(A)8:30～17:15 (2) 立川出張相談室(月曜日及び水曜日のみ開室) ①及び②の交替制勤務 ①(A)8:30～17:15 ②(C)9:30～18:15 原則、超過勤務はないが、業務の必要上真にやむを得ない場合に限り、超過勤務を命ずる場合がある。
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇 (無給) 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業
報酬	月額 330,500円（通勤手当相当額を別途支給） ※ 令和元年度の額であり、改定される場合があります。 ※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給します。 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給
福利厚生等	福利厚生：一般財団法人東京都人材支援事業団に加入 社会保険：厚生年金、雇用保険、健康保険及び介護保険を適用 健康診断：常勤職員に準じて実施 公務災害：対象